

藤枝静清フットボールクラブ規約

第1条 名称及び所在地

本クラブの名称は『藤枝静清フットボールクラブ』とする。

本クラブは静岡県藤枝市潮 87 番地（静清高等学校内）に事務局を置く。

第2条 目的

サッカーの競技力の向上はもちろん、サッカーを通して仲間や周囲の人達とのつながりを大切にできる選手になってほしいと指導を行う。当たり前のことを当たり前を考えて、行動できるような選手の育成を心がけ、チャンピオンスポーツの醍醐味でもある、勝つことのうれしさや負けることの悔しさから、目標を達成するための意欲と実践力を身につけさせることを目的とする。

第3条 入会資格

本クラブの入会資格は、以下の要件を全て満たした者とする。

- ① スポーツ活動に適した心身ともに健康な状態にある者。
- ② 本クラブの趣旨に賛同し、規約を遵守出来る者。
- ③ 親権者の許可を得た者。
- ④ 日本サッカー協会の選手登録を本チームで行うこと。

第4条 入会

第3条を満たし、本クラブに入会を希望する者は、必要事項を所定の入会・登録許諾書に記入、署名捺印し提出すること。

第5条 会費

年度更新費および年会費は以下の通りとする。

年度更新費 12,000 円（税抜き）

年会費 120,000 円（税抜き）・・・月割り 10,000 円（税抜き）／1 か月

- ① 年度更新費の支払いは年度当初（4月）の会費と共に支払いをする。
- ② 年会費の月割り金額の納入は3か月に1度（4, 5, 6／7, 8, 9／10, 11, 12／1, 2, 3月）本クラブの所定の方法にて納入しなければならない。それにかかわる振込手数料は会員負担とする。

また、月会費の納入期限は3か月毎の最初の月（4月、7月、10月、1月）の末日とする。

- ③ 原則として一旦納入した年会費および月会費は返還しない。

第6条 入会金、年会費及び月会費の変更

本クラブは入会金、年会費及び月会費を変更できる。変更する場合は2か月以上前に会員に知らせる。

第7条 会費滞納

次の事項に該当する場合、本クラブは指導を停止または休会、退会させることができる。

- ① 会費の未納が3か月以上続いた場合。（休会）
- ② 第7条①項における休会を経て、その後3か月経っても未納が続く場合。（退会）

第8条 別途費用

次の項目については、別途、実費徴求とする。

- ① 遠征にかかわる費用は受益者負担とする。
- ② 合宿にかかわる費用は受益者負担とする。
- ③ 学習会にかかわる費用は受益者負担とする。
- ④ バス送迎代（片道 1,500 円（税抜き）、往復 3,000 円（税抜き）／1 か月）は受益者負担とする。
- ⑤ 本クラブ指定の物品購入代金等は実費負担とする。

第9条 退会

退会については以下の通りとする。

- ① 退会を希望する場合、退会希望日の前月の末日までに、担当指導者または監督を経て、その理由を届け出、所定の用紙を提出し、代表の了承を得なければならない。
- ② 第7条②項においての退会については、全ての会費が納まった時点をもって、本クラブにおける日本サッカー協会の選手登録を除くこととする。未納時の移籍は不可とする。

第10条 休会

傷病等、特別な場合、本クラブの了承を得て休会することができる。

第11条 除名

本クラブは、本規約に違反したり本クラブの名誉と品格を損なう言動をしたりする等、会員としてふさわしくないと判断された者を除名することができる。

第12条 保険

本クラブに加入した者ものは全てスポーツ安全保険に加入する。その手続きは事務局が行う。

第13条 負傷時の処置および免責

- ① 会員が本クラブ活動中に負傷した場合、担当者が応急処置を施すが、その後の治療に関しての責は負わない。その際はスポーツ安全保険規約の範囲内で対処する。
- ② 会員あるいは会員以外の施設利用者が、本クラブの利用に際して生じた人的・物的事故及び金品の紛失・盗難については、本クラブは賠償の責を負わない。
- ③ 天災などの不可抗力の事由により生じた事故については、本クラブは責任を負わない。
- ④ 会員が本クラブ施設の利用中、事故の責任に帰すべき理由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責任を会員が負うものとする。
- ⑤ 本クラブ、指導者、スタッフ等に一切の損害賠償を請求しないものとする。

第14条 休講

本クラブは、以下の理由により施設の場所変更、または休講をすることが出来る。

- ① 天災・地変その他やむを得ない事情によりグラウンドコンディションが不良な時。
- ② 社会情勢、経済状況に重大な異変がある時。
- ③ その他、本クラブが開催困難と判断した時。

第15条 個人情報

入会時に入会申込書に記載された個人情報は、本クラブの運営、活動に必要な範囲に限り利用できるものとする。本クラブ活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本クラブに帰属するものとする。この記録物は本クラブの広報活動や活動記録のために、ホームページやその他の媒体、資料などに使用することがある。

第16条 規約の改廃

本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めのない事項について細則を定めることができる。

附則

本規約は、平成29年 4月 1日より施行、執行

平成31年 3月 1日、第16条により改定、執行